

宮城県 利府町議会

(事績1) 政策づくりと監視機能を十分に発揮している議会

(1) 利府町議会基本条例の制定

地方分権の時代にふさわしい二元代表制の下、地方公共団体における意思決定、事務執行の監視等、議会の機能を十分発揮しながら日本国憲法に定める地方自治の本旨の実現を目指さなければならないとして、利府町議会は、この使命を達成するために、地方自治法が定める規定の遵守、公平性と透明性の確保、積極的な情報公開、政策形成への町民参画の推進、議員間の活発な討議、執行機関との緊張関係の保持、議員の自己研さん及び資質の向上等を定めた利府町議会基本条例を令和4年4月から施行した。

(2) 一般質問における対面方式及び一問一答方式

一般質問を対面式で行くことにより、議員と執行部が緊張感をもって答弁を行っている。また、一問一答方式により、論点が明確になり傍聴者(町民)にわかりやすい議会を目指している。

(3) 委員会による先進地研修

利府町では4つ(総務企画常任委員会、産業建設常任委員会、教育福祉常任委員会、議会広報常任委員会)の常任委員会と議会運営委員会が設置されている。毎年、所管事務の先進地研修を実施し、議員の政策立案、政策提言等に係る能力向上をはかり、町政の課題解決に活かしている。令和2年度から3年度は新型コロナウイルス感染症の影響で、先進地研修は実施できなかったが、令和4年度からは実施しており、今後も感染状況を鑑みながら、実施に努める。

(4) タブレット端末を活用したICT化の促進

令和4年10月に、議員1人1台のタブレット端末を配付し、12月の定例会議から、タブレット内に議案等を格納したペーパーレス議会を試行している。

議会、委員会等の開催にあたっては、膨大な資料が必要となり、常時携帯できないことや必要などきに必要な情報を得ることができないなどの課題があったが、ICT化が劇的に進む昨今にあって、今後、議会運営の中で大量の情報の収集が必要不可欠であること、また、必要な情報を入手しやすいこと、さらに宮城県内市町村での導入も進められていることから、利府町議会においても検討を行い実施となった。

また、タブレットの導入にあたっては、令和4年11月に「利府町議会タブレット端末運用規程」を施行し、禁止事項や遵守事項などの使用基準の策定も行った。

タブレット端末の導入により、行政からの情報を瞬時に共有することができるだけでなく、事務局との連絡を効率化することができるようになった。

また、ペーパーレス化は、ただ紙を削減することが目的ではなく、膨大な紙資料を議員に配付する作業時間が短縮され、議員も時間に制約されずに、いつでもどこでも会議資料に目を通すことが可能となり、議会全体の事務効率向上につながっている。

(事績2) 住民に開かれた議会

(1) 「議会だより」の充実

昭和51年5月に初刊発行く定例会ごとの年4回の編集・発行に取り組んでおり、令和5年6月定例会号で190号まで発行している。

議会広報常任委員会では、詳細な議会報告と読みやすくわかりやすい紙面づくりに努めている。

また、議員が町の事の写真を撮影し、「議会だより」の表紙としたり、町民の声や町内で活動している団体の意見を掲載したりするなど、町民参加の紙面づくりに取り組む「議会だより」としている。

(2) ホームページの活用

ホームページに会期日程や会議録、「議会だより」を掲載し、情報発信に活用している。また、本会議や一般質問の様態を生中継・録画放映し、町民の方に議会と町執行部の生の声を伝えている。

(3) 議会アンケートの実施

町議会の在り方を考えるため、議会広報常任委員会が令和3年6月定例会182号、令和3年12月定例会184号、令和4年6月定例会186号において利府町民を対象にアンケート調査を実施した。アンケートには、議会や町政に関する真摯な意見が寄せられた。

アンケート結果については、「議会だより」に掲載するほか、ホームページにも公表し、今後の議会運営に活かしていく。

(4) 議会報告会の開催

議員が議会等における活動状況や議会で審議した内容について町内集会所等に出向き報告や説明を行い、町民から町政・議会等に対する意見要望等の「生の声」を聴くため議会報告会を開催しています。そこで寄せられた参加者からの意見要望等については、とりまとめの上、議長から町長へ報告を行い、意見要望等の内容によっては、常任委員会において所管事務調査を行うこととしている。

利府町議会報告会実施要綱(平成29年利府町議会訓令第1号)に基づき平成25年度から年1回開催しており、平成30年度までは議員を4グループに分け、3日間程度で町内の集会所等の10か所程度で開催した。令和元年度は、行政区長会などの公益団体4団体とグループごとによるフリートーク形式での議会報告会を開催した。

直近では、令和元年度に開催したが、その後は新型コロナウイルス感染症の影響により、自粛していたが、5類移行を受け、改めて取り組むこととしている。

(事績3) 地方議会・地域活性化のために特別な取り組みをした議会

(1) 利府町議会議員の議員報酬及び期末手当の特例に関する条例制定

利府町議会会議規則において、議員は、招集の当日開議定刻前に議事堂に参集し、その旨を議長に通告しなければならないとあり、欠席については、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、議長に届け出で休暇とすることができるとしているが、議員の職責及び利府町議会への町民の信頼の確保の重要性に鑑み、議員が町議会の会議等を長期にわたり欠席した場合における特例条例を令和3年6月に制定し、当該議員の議員報酬及び期末手当の支給について定め、欠席期間が90日を超える場合の減額基準等を明確化した。

(2) 継続的な議会改革の実施

利府町議会議員選挙における投票率の低下や町民の議会への関心が薄さ、また、全国的に議員定数の削減が多く叫ばれる中、議員のなり手不足の解消、若手、女性の政治参画の推進など喫緊の課題であることを重要視し、議会の活性化と町民に開かれた議会、町民に信頼される議会づくりを進めるため、議会活性化特別委員会を令和元年12月に立ち上げ、検討してきた。

委員会の研究テーマの一つとして「継続的な議会改革の実施」を定め、議会運営全体の活性化や議員のなり手不足への課題については、議員定数の削減、議員報酬の見直しに取り組み、議員定数は2名削減（令和5年9月改選から）、議員報酬は引き上げ（令和5年4月から）を行った。